

『企業の安全衛生の責任問題も 熱中症対策は早めに』

6月に入った途端に急に暑さが増した。NHKの取材では6月1日における熱中症とみられる症状で病院に搬送されたのは全国で463人、うち1人が亡くなっている。

気象庁の予報によると、今年の夏は北日本では気温が低めだが、東日本は平年並み、西日本は気温が高くなるそうだ。

近年、毎年のように企業における熱中症対策についての注意喚起が行われているが、一部の過酷な職場を含めて、なかなか業務中の熱中症を防げていないのも現実だ。厚生労働省の発表では、平成25年の職場での熱中症死亡者は30人で前年より9人増えている。昨年の夏が猛暑だったことは事実だが、それでもこれだけ熱中症に注意が必要と言われている中で、30人ももの尊い命が奪われたという事実は重い。加えて、死亡した30人すべての職場で計画的な熱への順化期間が設定されておらず、また28人についてはWBGT値（暑さ指数）の測定が行われていなかったという分析もあり、こうなると企業側の安全衛生に対する配慮義務違反といった責任問題となることもあるだろう。現場での徹底的な安全管理は困難でも、定期的な水分、塩分の補給や持病の確認といった簡単にできることもあるはずだ。大きなトラブルにならないよう、十分な配慮が求められている。



『来年1月施行の納税猶予等緩和 あらましを発表一国税庁』

国税庁は、平成27年1月1日施行の非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例に関し、あらましを発表した。概要は以下の通り。

【適用要件】「資産管理会社」の要件：会社の行う貸付け等から同族関係者などへの貸付けを除外、及び規定の「常時使用従業員」から後継者と生計を一にする親族を除外／後継者の要件：被相続人等の「親族」要件を廃止／先代経営者の要件：贈与時に「役員」であっても適用可能に（贈与税のみ）／担保提供手続の簡素化：株券不発行会社でも担保として株式を提供可能に

【納税猶予期限の確定事由】経営承継期間における常時使用従業員数に係る確定事由：雇用確保の規定を期間内「平均」に変更／役員退任要件の緩和：役員である先代経営者が、猶予期間中において給与等を受給可能に（贈与税のみ）／「総収入が零となった場合」の判定：総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外

【納税猶予税額の計算】計算方法の見直し：債務や葬式費用を、非上場株式等以外の価額から先に控除（相続税のみ）、等

なお、平成26年12月31日以前に納税猶予等の適用を受けた者も、一定の要件を満たす場合には「新法選択届出書」の提出により新しい制度の適用が受けられる。